

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会等に対し、全国の小中学校、高等学校及び特別支援学校を2020年3月2日から臨時休業するよう要請する通知が発出されました。これに伴い、京成電鉄では通学定期乗車券の払いもどしについて、下記の通り対応をいたします。

1. 対象となるお客さま

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどしを希望されるお客さま

※大学生相当（大学・短期大学・専門学校等）の通学定期乗車券及び通勤定期乗車券をご利用のお客さまは対象外となります

2. 払いもどし額の計算方法

2020年2月28日以降の最終登校日を通学定期乗車券の最終使用日とみなして、払いもどしいたします。

※1 定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合、有効開始日から7日以内の通学定期乗車券を除いて対象外となります

※2 通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

3. 払いもどし可能期間

当該通学定期乗車券のご購入日から1年間以内となります。ただし、新たに定期乗車券を購入されますと、払いもどしの対象となる通学定期乗車券が消去される場合がございますので、新たに定期乗車券をご購入される前にお申し出いただきますようお願いいたします。

4. 払いもどし取扱箇所

京成電鉄定期券発売所（日暮里駅、京成高砂駅、京成船橋駅、京成津田沼駅、
八千代台駅、勝田台駅、京成成田駅、京成千葉駅）

※京成線各駅から定期乗車券の払いもどしのために定期券発売所設置駅へ向かわれる際は、自動券売機にて普通乗車券をご購入のうえ、駅係員窓口にお申し出ください

5. ご注意いただきたいこと

（1）休校の日付に関して、学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。

※定期乗車券払いもどし時には公的証明書等が必要となります

（2）最終登校日以降に定期乗車券を使用している場合は対象外となります

以 上